

かしょう ししゅわげんご ふきゅうおよ
(仮称) いわき市手話言語の普及及びコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例 (案) 解説

(目的)

だいじょうじょうれい しゅわげんご ふきゅうおよ しゅだんりようそくしん
第一條 この条例は、手話言語の普及及びコミュニケーション手段の利用の促進にあたって、基本理念を定め、並びに市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、基本理念に基づいた施策を推進することにより、手話言語及びコミュニケーション手段に対する市民の理解及び関心を喚起し、もって全ての市民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、共に暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

かいせつ
【解説】

ほんじょうじょうれいせいてい もくべき さだ
本条は条例を制定する目的を定めています。
この条例は、全ての市民に対する手話言語の普及と障がいのある方が自ら選択するコミュニケーション手段の利用を促進するため、基本理念、市の責務、市民及び事業者の役割について定め、市民の理解と関心を喚起し、全ての市民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、共に暮らすことができる社会を実現することを目的としています。

ちゅう
(注)

ぜんじょうぶんふ せつめいようほんじょうれいせいていiji けってい
全条文にルビが振られていますが、説明用であり、本条例制定時にルビを振ることが決定しているものではありません。

かしょう ししゅわげんご ふきゅうおよ
(仮称) いわき市手話言語の普及及びコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例 (案) 解説

ていぎ
(定義)

だい じょう 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めると
ころによる。

(1) 障がいのある方 身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身機能の障がい（以下「障がい」と総称する。）がある者であって、障がい及び社会的障壁（障がいがある方にとて日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。）により継続的に日常生活又は社会生活に制限を受ける状態にある方をいう。

(2) ろう者 聴覚に障がいがあり、手話言語を用いて生活し、文化及び社会を形成してきた者をいう。

(3) 手話言語 ろう者が生活の中で育み、受け継いできた言葉であり、手指、身体の動き、表情を用いて表現される、独自の語彙及び文法体系を有する視覚的な言語をいう。

(4) コミュニケーション手段 手話、触手話、要約筆記、筆談、文字の表示、点字、音訳、平易な表現、絵図の提示、情報通信機器その他障がいの特性に応じて使用する意思疎通のための手段をいう。

(5) 事業者 市内で商業その他の事業を行う者（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）をいう。

(6) コミュニケーション支援者 手話通訳者、要約筆記者、点訳者、音訳者、盲ろう者向け通訳・介助者、代筆・代読支援者その他障がいのある方への情報の伝達補助を行う支援者をいう。

(7) 合理的な配慮 障がいのある方の社会的障壁を取り除くことが必要とされる場合に、可能な範囲で最大限提供されるべき配慮をいう。

かいせつ
【解説】

ほんじょう じょうれい しょう おも ようご さだ
本条は、条例において使用する主な「用語」について定めています。

だい ごう しょう かた ていぎ
第1号では、「障がいのある方」を定義します。

じょうれい しょう かた つき ようけん み かた
この条例の障がいのある方とは、次の2つの要件を満たす方です。

しんたいしょう ちできしょう せいしんしょう かた しんしんきのう しお
① 身体障がい、知的障がい、精神障がい、その他の心身機能の障がいのある方

しょう およ しゃかいてきしょうへき けいぞくべき にちじょうせいかつまた しゃかせいせいかつ せいげん う
② 障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に制限を受ける方

だい ごう しゃ ていぎ
第2号では、「ろう者」を定義しています。

だい ごう しゅわげんご ていぎ
第3号では、「手話言語」を定義しています。

だい ごう しゅだん ていぎ
第4号では、「コミュニケーション手段」を定義しています。

かしょう ししゅわげんご ふきゅうおよ
(仮称) いわき市手話言語の普及及びコミュニケーショ
ン手段の利用の促進に関する条例 (案) 解説

コミュニケーション手段には、障がいの特性に応じた様々なものがあります。

第5号では、「事業者」を定義しています。

第6号では、「コミュニケーション支援者」を定義しています。

第7号では、「合理的な配慮」を定義しています

合理的な配慮とは、障がいの有無に関わらず、同じサービスや機会を利用できる
ように、個々の状況や困りごとに応じて行われる必要な調整や配慮のことで、
過度な負担にならない範囲で、対話を通じて解決策を見つけることが重要となっ
ています。

(仮称) いわき市手話言語の普及及びコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例(案)解説

(基本理念)

第3条 手話言語の普及及びコミュニケーション手段の利用の促進は、全ての市民が相互に人格及び個性を尊重するように、その理解及び関心が深められなければならない。

2 手話言語の普及は、手話が独自の体系を有する言語であって、ろう者が知的で心豊かな日常生活及び社会生活を営むために受け継がれてきたものであり、将来の世代にわたって継承できるように行われなければならない。

3 コミュニケーション手段の利用の促進は、障がいのある方が日常生活及び社会への参加に必要な情報の取得及び利用のための手段を自ら選択する権利を有するという認識の下行われなければならない。

【解説】

本条は、条例の基本理念を定めています。
この条例に基づいて行われる「コミュニケーション手段の利用促進」に係る取組は、障がいのある方が日常生活や社会への参加をする際に、必要な情報の取得と利用のための手段を自分で選択することができる権利を尊重し、全ての市民が、相互に人格と個性を尊重するよう理解を深めることを基本とし、また、「手話の普及」は、手話が独自の文化や歴史を持つ長年にわたり受け継がれてきた音声言語と同様の言語であるとの認識のもと、将来の世代に継承できるように行うことを基本の考え方としています。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、手話言語の普及及びコミュニケーション手段の利用の促進のため、必要な施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 前項の施策の推進に当たっては、必要かつ合理的な配慮を行うものとする。

【解説】

本条は市の責務を定めています。
市は、合理的な配慮を講じながら、「手話言語の普及」と「コミュニケーション手段の利用の促進」のための施策を推進するものとしています。

かしょう ししゅわげんご ふきゅうおよ
(仮称) いわき市手話言語の普及及びコミュニケーション手段の利用促進に関する条例 (案) 解説

しみん やくわり
(市民の役割)

だい じょう しみん きほんりねん もと しゅわげんごおよ しゅだん りよう
第5条 市民は、基本理念に基づき、手話言語及びコミュニケーション手段の利用について理解及び関心を深め、この条例に基づいて市が推進する施策に協力をするよう努めるものとする。

かいせつ
【解説】

ほんじょう しみん は やくわり さだ
本条は市民が果たす役割を定めています。
「手話言語の普及」と「コミュニケーション手段の利用の促進」については、市が取り組むだけではなく、市民も基本理念に基づいて、その理解と関心を深め、市が推進する施策に協力をするよう努めることを役割としています。

じぎょうしゃ やくわり
(事業者の役割)

だい じょう じぎょうしゃ きほんりねん もと しゅわげんごおよ しゅだん
第6条 事業者は、基本理念に基づき、手話言語及びコミュニケーション手段の利用について理解及び関心を深め、この条例に基づいて市が推進する施策に協力をするよう努めるものとする。

2 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、必要かつ合理的な配慮を行ふものとする。

かいせつ
【解説】

ほんじょう じぎょうしゃ やくわり さだ
本条は事業者の役割を定めています。
市民と同様、事業者も基本理念に基づいて、その理解と関心を深め、市が推進する施策に協力をするよう努めることのほか、その事業活動において、障がいのある方が、様々な場面において、コミュニケーション手段を自分で選択することができるような合理的な配慮に努めることを役割としています。

かしょう ししゅわげんご ふきゅうおよ
(仮称) いわき市手話言語の普及及びコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例 (案) 解説

(施策の基本方針)

だい じょう しゅわげんご ふきゅうおよ しゅだん りょう そくしん かん し さく
第7条 手話言語の普及及びコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策の
すいしん つぎ かか じこう きほん おこな
推進は、次に掲げる事項を基本として行わなければならない。

(1) 手話の習得及び使用の機会を確保すること。

(2) 手話言語及びコミュニケーション手段の利用に対する市民の理解及び関心を
そくしん
促進すること。

(3) 手話文化の保存、継承及び発展が図られるようすること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、第3条に規定する基本理念を達成するために
ひつよう じこう
必要な事項。

かいせつ
【解説】

ほんじょう しゅわげんご ふきゅうおよ しゅだん りょう そくしん かん
本条は、“手話言語の普及及びコミュニケーション手段の利用の促進”に関する
し さく きほんほうしん さだ
施策の基本方針を定めています。

だい ごう しゅわ しゅうとく しょう きかい かくほ
第1号は、手話の習得・使用の機会確保です。

- し しゅわ おんせいげんご どうよう げんご にんしき しょう ひつよう
市は、手話を音声言語と同様に言語として認識し、それを使用する必要がある
かた しゅうとく にちじょうせいかつおよ しゃかいせいかつ いとな うえ さまざま ばめん しょう
方が習得し、日常生活及び社会生活を営む上で、様々な場面で使用できる
かんきょう せいび すいしん
環境の整備を推進することとします。

だい ごう し みん りかい かんしん そくしん
第2号は、市民の理解と関心の促進です。

- し すべて し みん にちじょうせいかつおよ しゃかいせいかつ いとな うえ さまざま
市は、全ての市民が、日常生活及び社会生活を営む上で、様々なコミュニケーション
しゅだん りょう かたがた う つが げんご にんしき
手段を利用する方がいることについての理解及び関心を深めるための
し さく すいしん
施策を推進することとします。

だい ごう しゅわぶんか ほぞん けいしょう はってん かん とりくみ すいしん
第3号は、手話文化の保存・継承・発展に関する取組の推進です。

- し しゅわ たん しゅだん ひと どくじ ぶんか れきし も
手話が単にコミュニケーション手段の一つではなく、独自の文化や歴史を持
ながねん う つが げんご にんしき
つ長年にわたり受け継がれてきた言語であることの認識のもと、市は、その
ほぞん けいしょう はってん とりくみ すいしん
保存・継承・発展のための取組を推進することとします。

だい ごう た し さく
第4号は、その他の施策です。

- し ぜんかくごう さだ じょうれい きほんりねん たっせい ひつよう
市は前各号に定めたもののほかに、条例の基本理念を達成するために必要な
し さく すいしん
施策を推進することとします

かしょう ししゅわげんご ふきゅうおよ
(仮称) いわき市手話言語の普及及びコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例 (案) 解説

こうほうおよ けいはつかつどう
(広報及び啓発活動)

だい じょう し しゅわげんごおよ
第8条 市は、手話言語及びコミュニケーション手段の利用に対する市民の理解及び
かんしん ふか がっこうきょういく しょうがいがくしゅう ちいきかつどう たきかい とお
び関心を深めるため、学校教育、生涯学習、地域活動その他の機会を通して、
しゅわげんご ふきゅうおよ しゅだん りょう そくしん かん こうほうおよ けいはつかつどう
手話言語の普及及びコミュニケーション手段の利用の促進に関する広報及び啓発
かつどう おこな さだ
活動を行うものとする。

かいせつ
【解説】

ほんじょう しゅわげんご ふきゅうおよ
本条は、“手話言語の普及及びコミュニケーション手段の利用の促進”に関し、
こうほうおよ けいはつかつどう おこな さだ
広報及び啓発活動を行うことについて定めています。
し がっこうきょういく しょうがいがくしゅう ちいきかつどう さまざま きかい とお
市は、学校教育、生涯学習、地域活動など様々な機会を通して、手話言語の
ふきゅう しゅだん りょう そくしん かん いぎ かんれん とりくみ
普及やコミュニケーション手段の利用の促進に関する意義や関連する取組などにつ
いて、関係機関・団体等と連携・協力しながら、広報及び啓発活動を行うことと
します。

かしょう ししゅわげんご ふきゅうおよ
(仮称) いわき市手話言語の普及及びコミュニケーショ
ン手段の利用の促進に関する条例 (案) 解説

かんきょう せいび
(環境の整備)

だい じょう し しょう かた ちいき がっこうきょういく しょくばとう しゅわげんごおよ
第9条 市は、障がいのある方が地域、学校教育、職場等において手話言語及び
コミュニケーション手段を適切かつ円滑に使用することができるよう、必要な
かんきょう せいび おこな ひつよう
環境の整備を行ふものとする。

かいせつ
【解説】

ほんじょう しゅわげんご ふきゅうおよ しゅだん りょう そくしん かん
本条は、“手話言語の普及及びコミュニケーション手段の利用の促進”に関し、
かんきょう せいび さだ
環境を整備することについて定めています。

し しよう かた ちいき がっこうきょういく しょくば さまざま ば しゅわ
市は、障がいのある方が、地域、学校教育、職場など様々な場において、手話
げんご しゅだん てきせつ えんかつ しょく かんけい
言語やコミュニケーション手段を適切かつ円滑に使用することができるよう関係
きかん だんたいとう れんけい きょうりょく かんきょうせいび おこな
機関・団体等と連携・協力しながら、環境整備を行うこととします。

かしょう ししゅわげんご ふきゅうおよ
(仮称) いわき市手話言語の普及及びコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例 (案) 解説

(学ぶ機会の確保)

だいじょうしそう 第10条 市は、障がいのある方、市民及び事業者が手話言語及びコミュニケーション手段を習得することができるよう、手話言語及びコミュニケーション手段の意義について学ぶ機会の確保を行うものとする。

【解説】

ほんじょう しゅわげんご ふきゅうおよ しゅだん りょう そくしん かん 本条は、“手話言語の普及及びコミュニケーション手段の利用の促進”に関し、
かんきょう せいび おこな さだ 環境の整備を行うことについて定めています。
しゅうとく てきせい きかい こじん ようじき こうれいき 習得する適正な機会については、個人のライフステージ（幼児期から高齢期）や
せいかつけいたい じょうほううしん き せっしきよくてき かつよう こと それぞれの生活形態、さらには、情報通信機器の積極的な活用などにより異なるものであることから、習得することができるための環境の整備にあたっては、関係
きかん だんたいとう れんけい きょうりょく 機関・団体等と連携・協力しながら、それぞれのライフステージなどに合わせて
てきせつ おこな あ 適切に行うこととします。

かしょう ししゅわげんご ふきゅうおよ
(仮称) いわき市手話言語の普及及びコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例 (案) 解説

(情報提供及び相談体制の整備)

だいじょう 第11条 市は、障がいのある方があらゆる分野の活動に参加するために必要な情報を円滑に取得することができるよう、障がいのある方の特性に応じた情報提供をし、及び相談体制の整備を行うものとする。

【解説】

ほんじょう 本条は、“手話言語の普及及びコミュニケーション手段の利用の促進”に関し、情報提供及び相談体制の整備を行うことについて定めています。

しょう かた てきじ てきせい ごうりてき はいりよ ていきょう しお 特性に応じた適切なコミュニケーションの支援が必要であることを認識する必要があります。手話を必要とする聴覚に障がいのある方のほか、人生の途中で障がいを負い、手話ではなく、要約筆記や筆談などを主に使用する中途失聴者や難聴者もあり、また、触手話などを主に使用する聴覚及び視覚の双方に障がいがある盲ろう者など、障がいの特性によって求められる支援は大きく異なります。

かんけい きかん だんたいとう れんけい きょうりょく しお このことから、関係機関・団体等と連携・協力しながら、障がいのある方が、あらゆる分野の活動に参加するために必要とする情報を取得し、及び利用できるための相談体制を整備することとします。

かしょう ししゅわげんご ふきゅうおよ
(仮称) いわき市手話言語の普及及びコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例 (案) 解説

じんざい かくほおよ いくせい
(人材の確保及び育成)

だい じょう し しょんしゃ じんざいかくほおよ いくせい もくでき けんしゅう
第12条 市は、コミュニケーション支援者的人材確保及び育成を目的とした研修の
きかい かくほ てきせつ しょくう かくほ た ひつよう そち こう
機会の確保、適切な処遇の確保その他の必要な措置を講ずることにより、コミュニケ
しょんしゃ かくほおよ いくせい おこな
ーション支援者の確保及び育成を行うものとする。

かいせつ
【解説】

ほんじょう しゅわげんご ふきゅうおよ しゅだん りょう そくしん かん
本条は、“手話言語の普及及びコミュニケーション手段の利用の促進”に関し、
コミュニケーション支援者的人材確保及び育成について定めています。
し こんご あら しょんしゃ じんざいかくほおよ いくせい さだ
市は、今後、新たなコミュニケーション支援者の確保や支援者全体のスキルアップ
もくでき さまざま けんしゅうとう きかい そうしうつ しょんしゃ てきせつ かんきょう
などを目的とした様々な研修等の機会を創出するとともに、支援者が適切な環境
の下で基本方針に基づく施策の推進に従事し協力できるための体制を整備すること
とします。

かしょう ししゅわげんご ふきゅうおよ
(仮称) いわき市手話言語の普及及びコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例 (案) 解説

(災害時のコミュニケーションの支援)

だいじょうしへいがい たひじょうじたいばあい しゃうかたたいあんぜんを
第13条 市は、災害その他非常の事態の場合に障がいのある方に対しその安全を
かくほひつようじょうほうじんそくできかくつかひなんじよてきせつ
確保するため必要な情報が迅速かつ的確に伝えられるよう、避難所における適切
じょうほうでんたつしゅだんかくほたひつようそちこうさいがいじ
な情報伝達手段の確保その他の必要な措置を講ずることにより、災害時のコミュ
ニケーションの支援を行うものとする。

【解説】

ほんじょう しゅわげんご ふきゅうおよ しゅだんりょうそくしんかん
本条は、“手話言語の普及及びコミュニケーション手段の利用の促進”に関し、
さいがいじ さだ
災害時のコミュニケーションの支援について定めています。
しょうかた てきじ てきせい ごうりてき はいりよ ていきょう じょう
障がいのある方への適時・適正な合理的な配慮の提供については、障がいの
とくせいおう てきせつ しえん ひつよう にんしき ひつよう
特性に応じた適切なコミュニケーションの支援が必要であることを認識する必要が
あります。手話を必要とする聴覚に障がいのある方のほか、人生の途中で障がい
を負い、手話ではなく、要約筆記や筆談などを主に使用する中途失聴者や難聴者も
おり、また、触手話などを主に使用する聴覚及び視覚の双方に障がいがある盲ろう
しゃ しょくしゅわ ちょうかくおよ しかく そうぼう じょう もう
者など、障がいの特性によって求められる支援は大きく異なります。
さいがい たひじょうじたい ばあい じょうほうでんたつ いっこく あらそ おお そうてい
災害その他の非常事態の場合における情報伝達は一刻を争うケースも多く想定さ
れることから、障がいのある方が、避難所等において、迅速かつ的確に必要とする
じょうほう しゅどく かた ひなんじよとう じんそく できかく ひつよう
情報を取得できるよう、関係機関・団体等と連携・協力しながら、支援のための
そちこう かんけいきかん だんたいとう れんけい きょうりょく しえん
措置を講じることとします。

かしょう ししゅわげんご ふきゅうおよ
(仮称) いわき市手話言語の普及及びコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例 (案) 解説

いけん はんえい
(意見の反映)

だい じょう し しゅわげんご ふきゅうおよ
第14条 市は、手話言語の普及及びコミュニケーション手段の利用の促進に関する
しごく すいしん ひつよう みどり しよう かた た かんけいしゃ
施策を推進するため必要があると認めるときは、障がいのある方その他の関係者
いけん しごく はんえい ひつよう そ ち こう つと
の意見を施策に反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

かいせつ
【解説】

ほんじょう しゅわげんご ふきゅうおよ
本条は、“手話言語の普及及びコミュニケーション手段の利用の促進”に関し、
しよう かた そ の た かんけいしゃ いけん しごく はんえい さだ
障がいのある方その他の関係者の意見を施策に反映することについて定めています。

ほんじょうれい もくでき たっせい しごく すいしん しよう かた
本条例の目的を達成するための施策の推進にあたっては、障がいのある方をはじめ
しゅわ た しえんしゃ しょぞく かんけいだんたい
手話やその他のコミュニケーション支援者が所属する関係団体、さらに、様々な
せんもんぶんや さんかく そしき しちいきじりつしえんきょうぎかい いいん いけん はんえい
専門分野から参画し組織する市地域自立支援協議会の委員からの意見を反映しながら、
ひつよう そ ち てきじ てきせつ こう さまざま
必要な措置を適時・適切に講じていくこととします。

かしょう ししゅわげんご ふきゅうおよ
(仮称) いわき市手話言語の普及及びコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例 (案) 解説

ざいせいじょう そち
(財政上の措置)

だい じょう し しゅわげんご ふきゅうおよ
第15条 市は、手話言語の普及及びコミュニケーション手段の利用の促進に関する
しづく すいしん ひつよう ざいせいじょう そち こう つと
施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

かいせつ
【解説】

ほんじょう しゅわげんご ふきゅうおよ
本条は、“手話言語の普及及びコミュニケーション手段の利用の促進”に関し、
きほんほうしん もと しさく すいしん ひつよう ざいせいじょう そち こう つと
基本方針に基づく施策の推進について、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるこ
とについて定めています。

いにん
(委任)

だい じょう じょうれい しこう かん ひつよう じこう しちょう べつ さだ
第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

かいせつ
【解説】

ほんじょう ほんじょううれい しこう ひつよう じこう しょうさい べっときてい
本条は、本条例の施行にあたって必要となる事項の詳細については、別途規定す
ることについて定めています。